

第5章 医療救護等対策

○ 初動医療体制、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区			<ul style="list-style-type: none"> ○緊急医療救護班、医療救護所の設置（準備） 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等の被災状況の把握及び応援要請 ○緊急医療救護班、医療救護班等の応援要請 ○災害薬事センターの設置 ○行方不明者の搜索 	<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品等不足時の都への供給要請 ○薬剤師班等の応援要請 ○防疫班による消毒活動 ○遺体収容所の設置 ○遺体の収容 ○火葬の実施・調整

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都福祉保健局	○情報収集		<ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡体制の確認 ○東京 DMAT・東京 DPAT・DHEATの派遣準備 ○都医療救護班の派遣準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点病院等の被災状況の把握 ○東京消防庁と連携した東京 DMAT等の活動 ○東京 DPATの活動 ○医療機関及び区市町村からの応援要請への対応 ○都医療救護班の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○都薬剤師班等の派遣 ○備蓄医薬品等を医療機関へ供給 ○関係業界団体等へ医薬品等の供給要請
監察医務院					<ul style="list-style-type: none"> ○検案班の編成・派遣 ○検案の実施

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
東京消防庁	<p>【必要に応じて水防態勢発令】</p>	<p>○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動</p>	<p>【水防態勢発令】 【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 ○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成</p>	<p>○必要に応じて現場救護所を設置 ○東京DMAT等と連携した救助・救急活動 ○知事に対し緊急消防援助隊の派遣要請</p>	

第1節 初動医療体制

1 医療情報の収集伝達体制

震災編 第2部第7章第5節第2「1-1 医療情報の収集伝達体制」を準用する。

<医療救護活動におけるフェーズ区分>

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	洪水や土砂崩れ等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフライン又は交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療、ライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関又は薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

第2節 医薬品・医療資器材の供給

震災編 第2部第7章第5節第2「2 医薬品・医療資器材の供給」を準用する。

第3節 医療施設の確保

震災編 第2部第7章第5節第2「1-4 医療施設の確保」を準用する。

第4節 遺体の取扱い

震災編 第2部第7章第5節第2「3 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等」、
第3「2 火葬」を準用する。